

第26回津地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成28年1月22日（金）午後1時30分～午後4時

2 開催場所

津地方裁判所B館4階大会議室

3 出席

【委員】

石井壯治委員，大熊一之委員長，大西眞純委員，加藤勘次委員，川井勝委員，高木優委員，高村直人委員，古市佳代委員，前川準一委員，増田啓祐委員（五十音順）

【オブザーバー】

簡裁判事 中村秀毅

【事務担当者】

事務局長，事務局次長，民事首席書記官，民事訟廷管理官，津簡裁庶務課長，総務課長，総務課課長補佐

4 議事

- (1) 津地裁所長あいさつ
- (2) 新任委員の紹介等
- (3) テーマ「利用しやすい裁判所について」の概要説明（手続案内実演含む）
- (4) 意見交換の要旨

【◎委員長，○委員，▲中村簡裁判事（オブザーバー），■事務担当者】

- 私の父が土地を賃貸していたところ，固定資産税の負担をめぐって賃借人と紛争となり，父は当時，市役所の法律相談で相談した上，弁護士に依頼し，弁護士から督促状を送付してもらい，ようやく賃借人に固定資産税を支払ってもらったが，相応の弁護士報酬を支払った。本日の説明を聞いて，そのとき裁判

所の процедуру利用すればよかったですと感じた。ただ、今の裁判所の簡裁民事手続が細分化されていること、書類も自分で作成しなければならないこと、裁判所の中立公平の立場から窓口での相談にも限界があることもあり、私の父のような高齢者にとっては、難しく分かりづらいのではないだろうか。また、裁判所職員にとっては普通なのかもしれないが、利用者にとって難しい用語もあり、分かりづらいのではないだろうか。

- ◎ 職員は、窓口を訪れた利用者に応じて説明方法を変えて対応しているが、より利用者に分かりやすく伝えるために何か提言をいただけないか。
- 手続が細分化しすぎているので仕方ない面があると思う。リーフレットを利用して、時間を十分にとって説明するしかないと思う。
- 本日、本委員会会場まで庁舎正面玄関にいた守衛に案内してもらったが、守衛の制服が看守のような制服であったことから聞いてよいのか迷った。裁判所なので民間企業のような受付と同じようにはいかないと思うが、市民を受け付けないような印象を持った。また、庁舎の雰囲気もうすら寒いような感じがした。窓口の手続案内の実演を拝見したが、その中で「具体的なアドバイスはできない。」と職員が言っている部分については、裁判所の立場上当然のこととは思いますが、それを最初から言われると冷たく感じるし、困って来庁しているのに突き放されたような印象を受ける。裁判所の立場としてアドバイスできないことを、相談者は理解できないのではないか。さらに、同実演において相談者が交通事故の紛争の経緯等を全て話し終えた後で、職員が各種手続の案内をしていたが、同実演例における交通事故案件では、支払督促手続になじまないと思われるのに、支払督促手続についても説明をしていたが、かえって相談者に混乱を招くのではないか。
- ◎ 庁舎の雰囲気がうすら寒いような感じがしたという点で、何か改善策について提言いただけないか。
- 市民に花を活けてもらってはどうか。お花を趣味にしている市民は多いだろ

うし、こうすることで市民が気軽に訪問してもらえるようにも、コストをかけずにすむ。現に私の所属する農協でもこのようなことをしている。

◎ 相互扶助事業を展開する農協においても、利用者のアクセスのしやすさ、親しみやすさ等を意識し、取り組まれていると思われるが、そのようなアイデアは職員から出たものなのか。それともトップダウン的なものなのか。

○ 職員のアイデアによるものである。窓口のレイアウトは職員で自主的に検討しているし、美化運動の一環という感覚である。また、窓口対応のロールプレイも実践しており、優秀な成績である職員に対して表彰もしている。

◎ 以前に新聞である原子力発電所の問題に関連して発電所内に色あせたポスターが、そのまま掲示されていることに対して、職員の士気の衰えの表れではないかと評していた記事が掲載されていたことを記憶している。当庁の玄関口に色あせたポスターが掲示してあり、気になっていたことを思い出して反省しているところである。入り口における美的感覚が、利用者に与える影響は大きいところ、これまで組織的な検討をあまりしてこなかったのも否めない。

■ 守衛の制服は、全国の裁判所で統一されたものであるので当庁限りで変更することは難しい。提案いただいた活け花については、当庁内の活け花を趣味としている職員が庁舎内各所に花を活けているが、常時活け花を飾っているわけではない。ポスターの掲示については、掲示できるものを一定の制限をしている。ただし、色あせたポスターの張り替え等は検討したい。

◎ 守衛の制服については、警備の仕事も踏まえてのデザインと思われる。

○ 正直なところ、裁判所の建物の構えは入りにくく、親しみを持ちにくい。仕事上、刑務所を訪問することがあり、看守らと話をすることもあるが親しみもあるし、矯正展を開き、大学生のブラスバンドが参加していたりもするので、案外、開かれた施設であると感じている。裁判所ではそのようなイベントはないのか。また、簡易裁判所の手続において、弁護士や保険会社の担当者等ではなく、本人自身が手続を利用している割合はどれくらいなのか聞きたい。

▲ 簡裁民事手続全体において、3割程度が代理人として弁護士がついていると感じている。ただし、交通事故に関する事件に関しては、保険の弁護士特約を利用している影響から大半が弁護士代理人による申立であり、相手方、被告側も8割程度に弁護士代理人がついていると感じている。なお、訴訟等の運営にあたっては、弁護士代理人等がついていない場合は、当事者に対しては専門用語をあまり用いず分かりやすい言葉で説明したりしているし、また、社会一般の方の中から選任された司法委員に法廷に入ってもらうなど、雰囲気は少しでも和らぐよう心掛けている。

○ 津地裁限りでできることとできないことがあるのは分かる。しかし、例えば守衛の制服について全国統一ということであったが、津地裁として意見を上申する等できることをやってこられたのであろうか。服装で威嚇するのではなく、親しみやすい服装としつつ警備を行うことは可能ではないだろうか。ぜひとも全国レベルで検討していただきたいと思う。「分かりやすい」というのは情報がなければそもそも分からない。今回、裁判所からの説明を受けて裁判所の手続の仕組みが初めて分かった。このような仕組みは、善良な国民の権利を守っていくためのものである。一般の国民にこのような仕組み、手続の存在を分かってもらえているのだろうか。裁判所の手続等の情報を、現在のメディア等を使って入手する方法はあるのか。リーフレットの紹介があったが、今時紙ベースなのかとも思った。リーフレットについては、備え置かれた場所から1か月に何枚減ったか等といった管理はできているのか。備え置いておくだけでなく、例えば、守衛がリーフレットを来庁者に渡して案内等したらどうか。備え置く必要性自体に疑問を感じる。窓口において、職員が丁寧に時間をかけて説明するのはよいが、あまり時間をかけ過ぎていては、相談を受けられなくなる人がでたりするだろうし、職員の負担も大きいだろう。そういう意味では、相談を受けにくる側もある程度の見通しなり目安をたててから来なければならないのではないかとも思った。相談しに行ったのに、結局、「裁判所は中立だから」

と言われて結論が得られなければ、徒労に終わってしまうことになりかねないからである。手続案内の実演において「私は書記官です。」と相談者に伝えていたが、果たして書記官がどういう職員なのか相談者には分かるのだろうか。

「書くことばかりの人に相談しても・・・」等と思われたりするのではないか。また、実演中、相談者に対して住所を確認していたが、なぜあの段階で住所を聞くのだろうかと疑問に思った。さらに、予備知識のない人が初めて紛争を抱えた場合、裁判所の手続を利用するということにはたどり着かないのではないかと思った。

◎ 「分かりやすい」というには、その前提として情報の提供がなければならないというご意見をいただいたが、この点についての現状は次のとおりである。

■ リーフレットは、正面玄関を入れてすぐの場所と簡裁執務室内の相談窓口近くに備え置いている。手続案内の際にはリーフレットを用いて説明しているし、正面玄関及び簡裁執務内備え置き分のリーフレットは不足分を補充しているが、正面玄関備え置き分の補充頻度等については正確には把握していない。これらリーフレットや各種申立書書式は、裁判所ウェブサイトでもアップされているし、相談者に対してはこの旨紹介している。

◎ 相談者に対し、丁寧に時間をかけて説明をしていることが、かえって対応しきれないというような影響が生じていないかといった点についての実情は次のとおりである。

■ 説明時における手続案内の模擬実演については約17分であったが、実際は30分以上対応に時間を要する例が多い。その理由は、相談に訪れる来庁者でも周辺事情から話をされる方が多く、また、苦情めいた話で話が始まる方も多し。その中から、その方が何を求めているのかを読み取るようにして話を聞いていく。相談者に応じた対応をしているが、ニュートラルな立場で「話を聴く」ことを職員は心がけている。また、裁判所を訪れた相談者に対しては、裁判所の手続を利用してもらいたいという思いでいる。津簡裁の窓口は、1日に10

人程度相談者が訪れている状況である。相談者が増えれば対応しきれないという事態は考えられるが、そうならないように、また、相談者をなるべく待たせないように状況に応じて対応している。今後、相談者が増加すれば、相談内容を待ち時間に記載してもらったカルテのようなものの導入も考えたいと思う。

◎ 住所を相談者に確認する点は、管轄の有無や住所地から最も近いところで利用できる裁判所の案内のため等である。

○ 簡裁民事事件の受理件数のデータを示してもらったが、受理件数だけでなく、例えば、相談者の年齢や裁判所に相談に来る前にどこで相談をしてきたのかといったデータをとってみてはどうか。そのようなことを相談前に聞けば相談の対応も違ってくるだろうし、そのようなデータを踏まえて検討できることがあるのではないかと。交通事故を起こしたときに、裁判所を利用しようということは、まず思い浮かばないのではないかと。だれかに相談してみて初めて裁判所にたどり着いているのではないかと。何かあったときに「裁判所」とすぐに思い浮かぶようにもっと宣伝、広報を検討していったらどうか。一般の人に裁判所へ目を向けてもらうことはなかなか難しいかもしれないが、例えば、許される範囲でメディアに乗せることも考えられるのではないかと。

◎ リーフレットについては、関係機関に配布しているが配布の際の効果的な方法は何か考えられないかと。

○ 私は住職をしており、講和本を檀家等に渡しているが、「これを読んでおいて」と言って渡しても読まない。こちらが読んであげないと読まないものである。リーフレットのようなものはよほど困った人でないと読まないと思われるので、そういう前提での検討が必要ではないかと。ところで、裁判所の広報に関して、公民の教科書にはどのように裁判所のことが書かれているのだろうか。学校ではどのように裁判所について教育されているのかということも気になる。

■ リーフレットの配布については、市役所等の関係機関に必要数を照会し、求

めに応じた部数を配布している。配布するだけでなく、今後はどのようにこれを効果的に利用してもらえるかという点を検討していきたい。法教育については、裁判員制度広報を通じて力を入れており、先日も三重県教育委員会に対して中学校、高校向けの出前講義を行うことを案内したところである。今後さらに個別の中学校、高校に対して出前講義の案内を積極的にしていくことも検討している。

- ◎ 憲法週間や法の日週間の行事等で裁判員裁判をテーマにした広報は多いが、それ以外にも模擬調停等をテーマにして、より積極的に法教育に寄与していきたい。
- 模擬調停の様子を動画サイトでアップすることも面白いのではないか。また、县市町村の公開講義に組み込んでもらうこと等もどうか。
- 私は弁護士として裁判所を頻繁に訪れているが、簡裁窓口を見ると、いつもだれかが相談に来ているという印象である。裁判所職員も、相談者の話を聴き取り親身になって相談しているようであり、その労力は大変だろうと思っている。先ほど、裁判所に来る前にどこで情報を入手しているのかといった点の話があったが、私のもとに相談に来るのでさえも、知人等を通じてから相談に来ているところであり、相談先としてすぐに裁判所を思い浮かべるのも難しいのではないか。裁判所が裁判を行う場であることから固いイメージを国民が持つのは当然だと思うが、私は相談者に対して、「裁判所は思っているほど固いか冷たくはない。ただ、裁判所の窓口で自身が有利とか不利とかを判断はしてもらえない。」と必ず説明している。簡易裁判所の手続を利用する場合、比較的低い請求金額であることから弁護士を頼むまでもない、また、そのメリットもないと思うケースは多い。相談者の話を聴いて「この人なら自分で手続を進められる。」と思えば、裁判所を案内しているのが実情である。裁判所の広報については、紙媒体も重要だと思うが、何より人の言葉できちんと伝えないと伝わらないと思う。裁判所だけでなく法関係機関がうまく伝えていかないと

けないだろうし、人から人への伝達が重要だと思う。

- ◎ 相談者に対して網羅的なアンケートは難しいと思うが、弁護士に相談してきたのか、どのようなルートで裁判所にたどり着いたのかといった情報を蓄積し、これを分析することで関係機関へのより効果的な依頼の方法が見えてくると思われる。
- 裁判所へ行ったものの結局アドバイスをもらえなかった、どの手続を選べばよいのか分からなかったなどということになれば、どうすればよいかわからず相談に来た者にとっては、かえって心細くなってしまわないかと思った。
- ◎ 手続案内の模擬実演において、職員は相談者に対して、裁判所は中立公平でなければならないのでお話しできない旨の説明をしていたが、この程度の説明では相談者には納得してもらえないだろうか。
- 一般の人には突き放されたように感じるのではないか。それがもとでかえって職員との間でもめたりはしないのかとも思った。
- 裁判所における相談の内容は財産関係だけなのか。暴力や人権侵害といった相談内容は受け付けられないのか。また、未成年者は相談を受け付けてもらえないのか。総合窓口を設けてそこで相談内容を振り分けるといったことは考えられないのか。また、問診票のようなものを備え置くことで相談の手間を省くこともできるだろうし、相談者が待つ時間の苛々も解消できると思う。リーフレットの配布先は公的機関のみなのか。多くの人が集まるショッピングセンター等に備え置くことは検討できないのか。さらに、出前講義の実績等を知りたい。
- 裁判所が中立公平な立場であることから相談内容に対して結論を言うことはできない等の説明はしているが、他にも紛争の内容、事情からどの手続が適当なのかについては、メリット、デメリットを伝える中で示唆していることもある。ただ、このような場合どの手続を選択するかはあくまでも自分であるということは必ず伝えている。裁判所の手続での紛争解決は、最終的には金銭の支

払や一定の作為を課すこと等での解決方法となり、限界があることから、裁判所での手続になじまない相談内容であれば、対応機関等を紹介することを業務としている法テラスを案内している。未成年者の相談は受け付けられないというわけではないが、未成年者自身が相談に来る例は少なく、両親が相談しに来るケースが多い。ただし、裁判所で対応可能な手続をとる場合は法定代理人が手続を進めることになる。

■ 出前講義については、裁判員裁判広報の一環で企業等に対して行っている。昨年は三、四回行っており、参加者は各五、六十人程度であった。簡易裁判所手続関係をテーマにした出前講義の実績はないが、今後同テーマでの実施を検討したい。また、リーフレットのショッピングセンターへの備え置きについては、これまで検討してこなかったが、今後検討していきたい。

○ 私は調停委員を務めており、調停申立書を見る機会があるが、正直なところ同申立書を作成する労力は大変なものであろうと感じている。また、最近調停においても弁護士に依頼する方が多くなっているが、弁護士に依頼するにしてもそれまでの間も大変だと思う。本日の手続案内の模擬実演は一例に過ぎずこれが全てでないことは理解している。実際に簡裁の窓口でかなりの時間をかけて職員が説明をしている姿を見ている。最終的にどの手続を採るかの選択は、本人が決めることであるにしても、一定の示唆をしているという説明を聞いて納得できた。大きな刑事事件や民事事件はテレビで報道されるが、簡裁の手続に関してテレビで紹介されるようなことはないことを考えると、例えばNHKで番組の変わり目のところで少しでも紹介してもらい広く国民に知ってもらうのはどうか。裁判所に入りやすく、足を運びやすくするための方策として裁判所に食堂を設けてはどうか。また、憲法週間等の行事として、休日に裁判所を開庁して司法書士会や弁護士会と共同で無料法律相談をするのも一考ではないか。私は外国人が当事者である調停を担当したことはないが、津簡裁における外国人の簡裁手続を利用状況はどうか。また、医療関係の調停申立はある

のか。

- ◎ さまざまな提案をいただいたが今後検討していきたい。外国人の簡裁手続の利用状況、医療関係調停については次のとおりである。
- ▲ 外国人が簡裁の手続を利用している例は少なくない。調停において通訳人を選任して手続を進める例はなく、調停の反対当事者に同意を得た上で当該外国人の親族、知人等に事実上の通訳をしてもらっているのが実情である。医療関係の調停については、昨年4月以降に私は1件担当した。その際は、専門家である医師の調停委員に担当してもらうことも検討したが調整がつかなかった。医療関係の調停に医師に関与してもらえるように調停委員に任命しているが、さらに医師の調停委員を増やしていく必要があるかについても、今後検討したい。
- ◎ 簡裁手続においては、請求金額が比較的低額であることから通訳人を選任して手続を進めるとなると費用がかかり過ぎてしまうということも考慮して上記のような実情となっている。
- 私は検察官になる前の司法修習生時代に民事手続関係の勉強をしたが、本日の説明を聞いて、現在の簡裁の実情を改めて知ることができた。裁判所はとっつきにくいといった意見もあったが、裁判所は民事手続だけでなく刑事手続も行っている場であり、厳粛性も必要であることからある程度やむを得ないのではないかと思われる。ただ、「利用しやすい裁判所」と「厳粛性」は両立可能であると思うので、裁判所においてより工夫を重ねてもらいたい。検察庁として協力できることは協力したい。検察庁においては、被害者支援や更生支援に力を入れているが、このような刑事政策を実施していくにあたっては、自庁限りではできないだけでなく関係機関と連携して実施していかなければならない。そのため、常に関係機関との協働、連携を意識しているし、このような刑事政策の実施を応援してもらえる機関を探す努力もしている。また、法教育は検察庁においても力を入れており、これらを専門的に行う広報官を設置している。検

察庁におけるノウハウを提供する用意があるので、協力しながら努力を重ねていけたらと思う。

- 私は刑事担当裁判官であるが、広報面では裁判員裁判導入時に広報に特に力を入れていた。評価をいただいた面もあるが、まだ不十分だったという意見もいただいた。裁判所が社会の中でその役割を十全に果たしていくために、裁判手続を国民に広く認識してもらうことは必要不可欠である。今後、常識にとられない広報活動を、あるいは、裁判所に気軽に足を運んでいただけるような施策を検討していけたらと思う。

(5) 次回意見交換のテーマ

女性職員の積極的な登用について（ワークライフバランスを踏まえて）

(6) 次回期日

平成28年7月14日（木）午後1時30分～午後4時